

# 第7次 東海市行政改革大綱

— 持続可能な行財政運営体制の構築をめざして —

令和5年(2023年)11月策定

東 海 市

## 目次

### 第1 行政改革の基本的な考え方

---

1 行政改革大綱の必要性 .....	2
2 これまでの行政改革の取り組み .....	3
3 行政改革大綱の位置付け .....	4

### 第2 第7次東海市行政改革の基本方針

---

1 行政改革の基本方針 .....	5
2 計画期間 .....	7

### 第3 行政改革の進め方

---

1 推進計画の策定 .....	7
2 推進体制 .....	7
3 進行管理 .....	8

## 第1 行政改革の基本的な考え方

### 1 行政改革の必要性

行政改革は、地方公共団体の行政機関の組織や運営を現状における内的・外的な変化に適応したものに変えるため、組織の統廃合、事務の効率化、規制緩和などを目的とする取り組みであり、市政運営を支える行政組織制度、公務員制度及び行財政制度について、時代が求める形に改革していくことで、効率的・効果的な施策展開を実施し、質の高い市民サービスの提供ができる行財政運営体制の構築を目指すものです。

本市では、昭和60年（1985年）に策定した第1次行政改革大綱以降、社会経済情勢の変化に適切に対処するため、行財政の構造改革に積極的かつ継続的に進めてきたことで、市民満足度の向上と簡素で効率的・効果的な市政運営につなげてきました。

一方、我が国においては、全国的に少子化・高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入しております。本市の人口は、平成13年（2001年）に10万人を超え、平成30年（2018年）11月には115,000人に到達しました。しかし、コロナ禍の影響などによる転出超過による社会減や、令和4年（2022年）以降は、死亡数が出生数を上回る自然減に転じ、令和5年（2023年）4月1日現在の人口は113,572人となっております。

また、本市の年齢別人口の割合は、令和5年（2023年）4月1日現在では、年少人口（0～14歳）は14.2%、生産年齢人口（15～64歳）は63.1%、老人人口（65歳以上）は22.7%となっておりますが、国の推計において、我が国の総人口は50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口は約4割を占め、生産年齢人口は約3,000万人減少するなど、今後において、本市の行財政運営を取り巻く環境は、市税収入の減少、社会保障費の増加、人口減少に伴う職員数の削減などにより、ますます厳しい状況になると予測されます。また、地域課題や市民ニーズについても多様化・複雑化し、行政に求められる役割も今まで以上に増加していくと予想されます。

こうした状況のなか、将来のめざすまちの姿の実現に向け、急速に変化する社会経済情勢に迅速かつ的確に対応しうる持続可能な行財政運営を確立し、質の高

い市民サービスを適切に提供していくため、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」「時間」の限られた行政資源の質を高めるとともに、これらを最大限に活用することを職員一人ひとりが理解し、意識を持って実行することが必要であり、その指針となる行政改革大綱の策定意義は高いと考えられます。

## 2 これまでの行政改革の取り組み

本市では、昭和60年（1985年）に「東海市行政改革大綱」を策定して以降、健全な行財政運営が継続的に図られるよう行財政の構造改革に関する取り組みを積極的に進めてきました。

平成25年（2013年）10月に策定した第6次行政改革大綱では、行政の「質の改革<sup>1</sup>」の実現をめざして「質の高い市民サービスの提供」、「市民とのパートナーシップの構築」、「行政資源<sup>2</sup>の最適化の推進」の3つの基本方針に基づき取り組みを進めました。

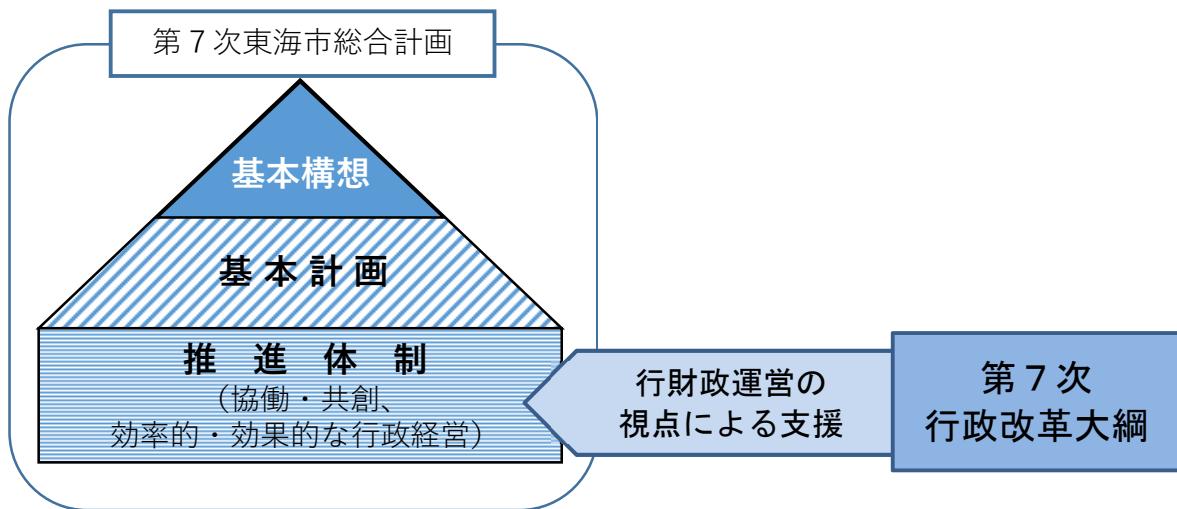
区分	基本方針など	重点項目など
第1次 昭和60年 7月		1 事務事業の見直し 2 組織・機構の簡素合理化 3 紹介の適正化 4 定員管理の適正化 5 民間委託・OA化など事務改革の推進 6 会館など公共施設の設置及び管理運営の合理化
第2次 昭和63年 8月	高齢化への移行、高度情報化社会の到来など社会環境の変化に対応するため、より積極的な行革の推進を図る 基本方針・基本計画からなる大綱及び3箇年計画の行政改革推進計画の策定	1 事務事業の見直し 2 組織・機構の簡素合理化 3 紹介の適正化 4 定員管理の適正化 5 民間委託・OA化など事務改革の推進 6 会館など公共施設の設置・管理運営の合理化
第3次 平成8年 10月	簡素で効率的な行政システムを確立するとともに、抜本的な改革を進めるため、住民代表として行政改革推進委員会を設置、推進状況の公表を実施	1 行政の簡素・効率化の推進 2 時代に対応しうる組織・機構の見直し、職員の能力開発の推進 3 行政の情報化の推進による行政サービスの向上 4 広域行政の推進
第4次 平成12年 8月	自主的・計画的な行政改革を推進していくため、地方分権、財政構造改革などを進め、地方自治の新時代にふさわしい体質の強化を図る 1 社会経済の実態と乖離しないために変化への対応がとれた的確な行政	1 行政の簡素・効率化の推進 (1) 事務事業の見直し (2) 民間委託の推進 (3) 補助金の見直し 2 組織・定員管理などの適正化及び人材育成

区分	基本方針など	重点項目など
	2 タテ割行政の弊害をおこさないための総合性の確保された行政 3 行政の肥大化をおこさないために簡素・効率化が図られた行政 4 閉鎖的組織とならないために信頼性の確保された市民全体の奉仕者としての行政 5 透明で責任の明確な行政	(1) 組織の適正化 (2) 人事管理、定員管理及び給与の適正化 (3) 人材育成 3 行政サービスの向上 (1) 市民サービスの向上 (2) 行政の質の向上 4 広域行政の推進 5 市民参加・情報公開の推進
第5次 平成16年 8月	地方分権時代にふさわしい自立した行政体としてまちづくりを戦略的に推進していくため、限られた行政資源と地域資源を最適に活用し、市民の満足度を高めていくこと。そのため市と市民が連携と協力のもと、行政管理や行政経営という考え方から地域経営という視点での事務事業の効率化・合理化をはじめ行財政全般の構造改革を進める。 基本理念は、「協働と共創によるまちづくりシステムの構築をめざして」である。	1 地域経営の視点に立った市政運営 (1) 事務事業の見直し (2) 市と民間の役割分担、市の責任領域の明確化 (3) I T (情報通信技術) の活用によるサービスの向上 (4) 財政の健全化 (5) 広域行政の推進 2 市民とのパートナーシップに基づく市政運営 (1) 情報の共有化の推進 (2) 市民との協働の推進 3 職員の意識改革と組織体制の整備 (1) 人材育成の推進 (2) 人事管理制度の確立 (3) 組織・機構の見直し
第6次 平成25年 10月	人口減少・少子高齢化の進行をはじめとした社会経済情勢の急速な変化のなかにあっても、市民の夢と希望を将来につなぐことができるよう、質の高い市民サービスを円滑に提供していくための行政の「質の改革」の実現を基本理念とし、行政資源の再配分や地域資源の掘り起こしによる改革を進めた。	1 質の高い市民サービスの提供 (1) 市民目線に立った行政サービスの提供 (2) わかりやすい行政運営の推進 (3) 広域行政の推進 2 市民とのパートナーシップの構築 (1) 市と市民との役割分担 (2) 市民協働の推進 3 行政資源の最適化の推進 (1) 人材育成の推進 (2) 健全な財政運営の推進 (3) 組織・機構の適正化

### 3 行政改革大綱の位置付け

第7次東海市行政改革大綱は、第7次東海市総合計画に掲げる将来都市像<sup>3</sup>やめざすまちの姿<sup>4</sup>の実現に向けて、市民サービスの主たる提供主体の一つである行政が、継続的かつ安定的にサービスを提供することができる「持続可能な行財政運営」を推進するための行財政改革の方向性を示すものとして位置付け、第7次東海市総合計画を推進するため、効率的で効果的な行財政運営体制を確立しま

す。



## 第2 第7次東海市行政改革の基本方針

### 1 行政改革の基本方針

人口減少、少子化・高齢化の進行や脱炭素社会への取り組み、デジタル技術の進展などの急速な社会経済情勢の変化による新たな行政課題への対応が求められる一方で、社会保障費や公共施設などの老朽化対策に多額の費用が必要となるなど、今後も厳しい行財政運営が予想されます。

そのような状況のなか、ますます多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対応し、市民サービスを継続して提供していくため、取り組むべき課題を的確にとらえ、スピード感を持って対応していく必要があります。そのため、質の高い行政サービスを継続して提供できるよう、市民や民間企業などとの協働・連携の促進や、効率的な組織の構築や職員力の向上、財政の健全化など、行政資源の質を高めるとともに、最大限に活用することで安定的で持続可能な行財政運営体制の構築が求められています。

協働・共創	組織・職員	財政・資産
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民、町内会・自治会、NPO団体などとの協働・共創、役割分担</li><li>・民間企業との連携</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員能力の向上</li><li>・職場環境の改善</li><li>・ワークライフバランスの推進</li><li>・働き方改革</li><li>・組織体制の適正化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政の健全化</li><li>・市有財産の適正化</li><li>・受益と負担の適正化</li><li>・事務事業の見直し</li><li>・デジタル化の推進</li><li>・情報の発信・共有</li></ul>

安定的で持続可能な行財政運営体制の構築を実現するため、次の3つの視点を基本として、的確に改革を推進します。

(1) 多様な主体との協働・共創の推進

行政が市民、各種団体、民間事業者などと連携し、情報共有を行いながらそれぞれの役割と責任を明確にし、相互の知識とノウハウを生かして取り組むことで、地域課題の解決や地域の活性化、市民サービスの改善などにつなげます。

- ア 市民・団体との協働の推進
- イ 民間活力の活用拡大

(2) 効率的・効果的な組織運営の構築

限られた人員のなかで、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、組織体制や人員配置を適正化するとともに、職員一人ひとりの能力開発や意識改革を図り、多様な働き方へのニーズに対応し、職員にとって魅力ある職場環境を整備することにより、より生産性の高い効果的かつ効率的な行政執行体制の構築を進めます。

- ア 組織体制・人員配置の適正化
- イ 職員力・組織力の向上
- ウ 働きやすい職場づくり

(3) 健全な財政基盤の確立

限られた行政資源を最大限に活用して効果的かつ効率的に行財政運営ができるよう、事務事業を見直し、事業効果を向上させるとともに、公共施設などの適正管理を行い、行政のデジタル化による市民の利便性の向上や業務の効率化・最適化を実現し、中長期的な視点で安定した財政運営のさらなる健全化を推進します。

- ア 健全な財政運営の推進
- イ 事務事業の効率化・最適化
- ウ 公共資産のマネジメントの推進
- エ 行政サービス及び業務のデジタル化の推進

## 2 計画期間

計画期間は、第7次東海市総合計画との整合性を図るため、令和6年度（2024年度）を初年度として、令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化が急速に進む時代背景と、地方自治体を取り巻く制度改革などに適切に対応していくため、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 第3 行政改革の進め方

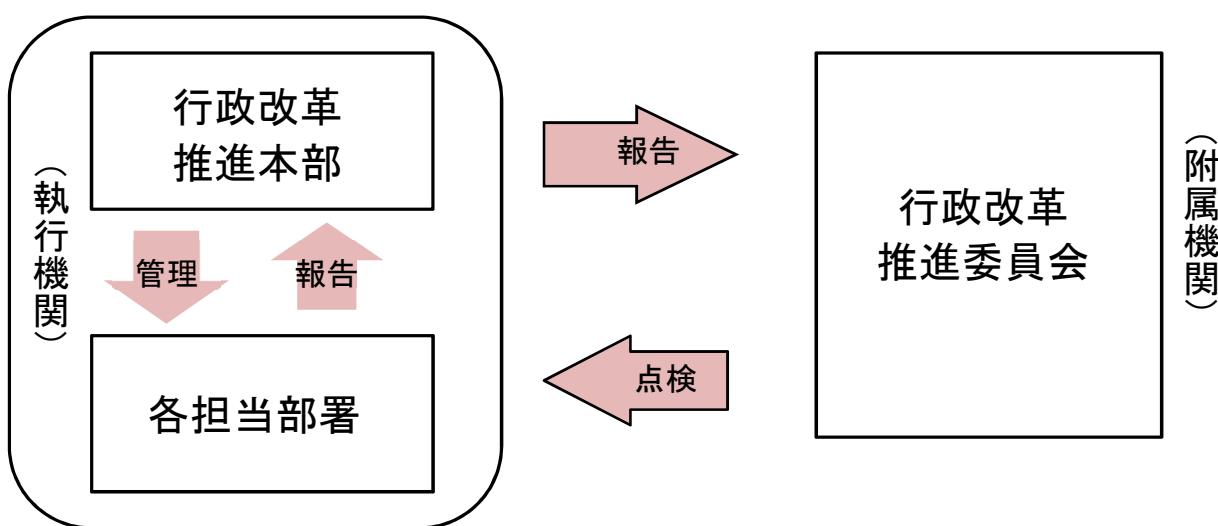
### 1 推進計画の策定

行政改革大綱に基づき、毎年度3カ年の具体的な推進項目を明記した、行政改革推進計画を策定します。

なお、推進項目については、検討の期間や実施予定年度を明確にし、可能な限り目標の数値化を図るなど、アウトカムの視点から成果を検証することができるものとし、市民から見て分かりやすい取り組みを進めます。

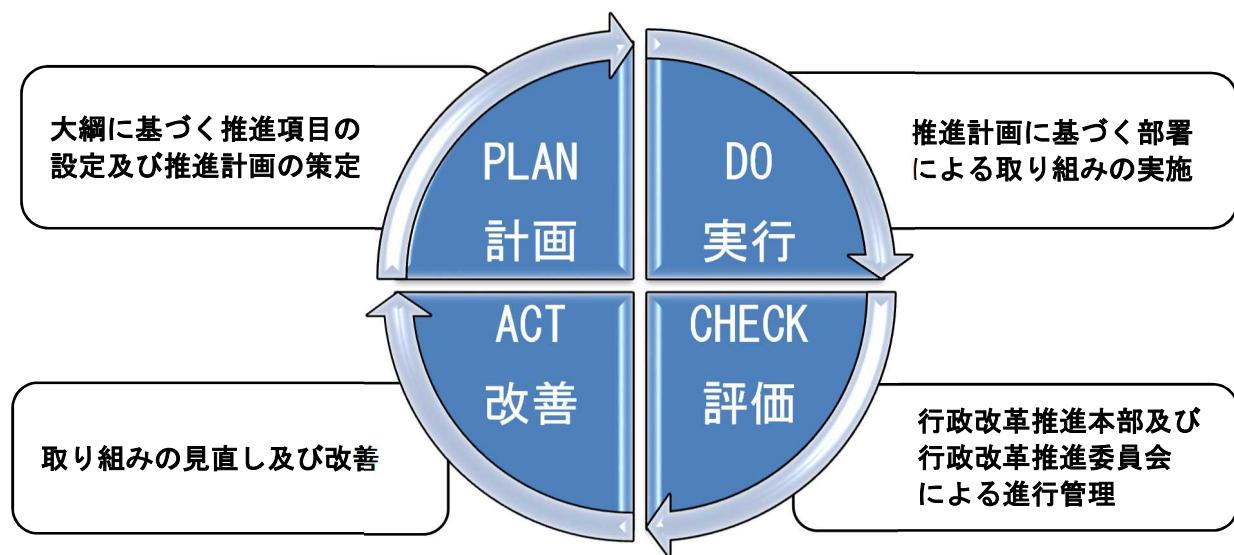
### 2 推進体制

行政改革を着実に推進するため、府内組織である行政改革推進本部を中心に全府的な取り組みを図ります。さらに、行政改革の進行状況について、市民代表からなる行政改革推進委員会に適時報告し、さまざまな立場の視点から意見を求めるとともに、広報紙やホームページなどにより公表します。



### 3 進行管理

行政改革推進計画で設定した推進項目について、毎年度の新規項目の設定やローリング方式による見直しなどを行うとともに、P D C Aサイクル<sup>5</sup>の手法による進行管理を実施します。



---

## **1 質の改革**

行政の「質」の要素としては、適切なサービス提供体制、総合的なサービスの提供、スピード感を持った政策の実施、事務事業の広域処理、電子行政などの新しい技術導入の継続、地域資源の掘り起こしや活用とネットワークの強化などが考えられます。これらについて、現状よりもワンランク上の水準にしていく取り組みを指しています。

## **2 行政資源**

行政資源とは、行政（地方自治体）がまちづくりのために投入する人、物、資金、情報、時間などを資源として、活用可能な「もの」として捉える総称です。

## **3 将来都市像**

第7次東海市総合計画において定める本市の将来像です。

## **4 めざすまちの姿**

第7次東海市総合計画における基本構想で目指すまちの姿です。

## **5 P D C Aサイクル**

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。PLAN（計画）→ DO（実行）→ CHECK（評価）→ ACT（改善）の4段階のサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取り組みです。